

川越・東松山民商 民商だより 12/12 NO.41

川越市小仙波町 3-15-5 Tel.049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商のホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

力を合わせて危機打開、 集まって話し合い商売・暮らしを守ろう！

コロナ感染の扱いが今年の5月から5類に変わり、人数制限の緩和が行われ各地でイベントなども開かれるようになりました。ですが売り上げは回復せず、営業努力を上回る物価高が廃業の危機を深刻化させています。実質賃金が減り続け、消費に占める食費の割合が上昇するなど、中小業者・国民の営業と生活苦が広がっています。10月の全国の消費者物価指数は総合で前年同月に比べ3.3%上昇し、前月よりも上昇幅を広げました。値上がりが目立つのは食料(8.6%)、家具・家事用品(6.9%)などです。しかし経済対策に盛り込まれた価格抑制策には、高騰が目立つ食料品は対象外になっています。

「物価抑制」を掲げた経済対策なら、ほとんどの品目の価格を下げる消費税減税が最も効果的です。消費税減税は、消費をするたび減税効果があらわれるので、景気対策としても効果は絶大です。ですが、岸田首相は消費税減税については、目を背け続けたままです。

岸田政権は、中小業者、フリーランスなどからの強い反対の声を押し切って、10月からインボイス制度の実施を強行しました。超低金利政策による円安がさらなる物価高騰を引き起こす中、1兆円を超える消費税増税を招くインボイス制度の強行に、怒りの声が上がっています。民商でも、昨年の秋から消費税・インボイス制度の相談学習会を各地の公民館などを利用し対策を講じてきました。制度が始まって免税業者への値引き強要や取引排除、煩雑な実務の押し付けに、混乱と怒りが渦巻いています。年明けの申告時にはさらに混乱が広がると懸念されます。

税務相談停止命令制度が創設され、4月の実施を目前に確定申告時期を迎えます。停止命令制度は、脱税や不正還付の指南を罰するもので、民商・全商連の「自主計算・自主申告」とは無縁です。申告する所得と税額を本人が決め、申告書を自ら書き上げることが今まで以上に重要です。年明けの春の班会では、自主計算パンフを活用して仲間同士の学び合いを徹底します。集まって話し合う民商の本領を発揮し、一人ひとりが納得のいく対策を進めていきましょう。



年末調整相談会のお知らせ(予約制)

年末調整の相談会を下記の日程で行ないます。書類などを準備の上、ご参加ください。マイナンバー(個人番号)は記載が無くても提出が出来ますのでマイナンバー記載、持込みはお控えください。

納期の特例承認事務所の源泉税納付期限は、来年1月22日(月)です。従業員の多い方は、早めにご連絡・ご参加ください。

必ず電話での事前予約をお願いします

- 12/27(水) 10:00~12:00、13:30~16:00 民商事務所
- 1/11(木) 13:30~16:00 東松山市民文化センター第3会議室
- 1/16(火) 10:00~12:00、13:30~16:00 民商事務所
- 1/18(木) 13:30~16:00 東松山市民文化センター第3会議室

準備する書類:

1. 税務署から届いた封筒
 2. 源泉徴収簿、若しくは1月~12月の給料明細
 3. 生命保険・地震保険・国保・年金などの支払明細
 4. 扶養控除等申告書(扶養親族の名前・生年月日の記入)
 5. 給与所得者保険料控除申告書
 6. ゴム印及び印鑑
 7. 納付済の源泉領収書
 8. 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書(配偶者の収入のわかるもの) ●帳簿、筆記用具、電卓
- ※住宅借入金控除などを受けている方は、令和5年分の証明書と銀行の借入金等の年末残高証明書の用意をしてください。国外居住親族の扶養には、親族関係・送金関係書類の提出が必要です。

12月の早めの集金、春の運動資金のお願い

今年も早いもので、年末となります。年の瀬でお忙しいとは思いますが、12月分の会費集金を早めにお願ひ致します。皆様のご協力をよろしくお願い致します。また春の運動資金の12月からのご協力もあわせて、お願ひ致します。



編集後記 パーティー裏金問題で、最大派閥の安倍派では、2022年までの5年間で1億円以上の裏金が作られていたといひます。事実であれば、政権与党が組織ぐるみで堂々と脱税していたようなもので、事務的な記載漏れで許される話でも、閣僚を交代させれば良いという話ではありません。政権がひっくり返ってもおかしくない大事件ではないでしょうか。それでも説明責任を果たさない首相では、国民の心はますます離れていくばかりです。

